



小金井市



東京電力パワーグリッド

2024年6月25日

小金井市

東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社

小金井市及び東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社の ゼロカーボンシティの実現に関する連携協定の締結について

東京都小金井市（市長：白井 亨、「以下、小金井市」）、東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（東京都武蔵野市、武蔵野支社長：矢田 照博「以下、東電PG武蔵野支社」）は、6月24日、「ゼロカーボンシティの実現に関する連携協定」を締結しました。

本協定は、小金井市のゼロカーボンシティ（2050年二酸化炭素排出実質ゼロ）の実現に向けて、環境・エネルギーの分野において、連携を強化することにより、相互の強みを最大限活かし、地域課題の解決に協働して取り組み、脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築を推進するものです。

小金井市は、2022年1月1日に2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、「小金井市気候非常事態宣言」を表明し、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネチャレンジ事業、まちなかのみどりの創出など、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを進めています。

東京電力グループは、2050年における二酸化炭素排出量実質ゼロを目標に掲げ、ゼロエミッション電源の開発やエネルギー需要の更なる電化促進などにより、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを始めており、小金井市とともに具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- 再生可能エネルギーなどの地産地消や面的利用に関すること
- 電化その他脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関すること
- 災害レジリエンスに強いまちづくりに関すること
- 省エネ推進に向けた取組に関すること
- 市施設を活かした、環境教育・環境施策の検討及び実施に関すること
- 上記を始めとした「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組に関すること

小金井市と東電PG武蔵野支社は、本協定の締結を契機に、様々な分野でも連携を図ることで、脱炭素社会・循環型社会・レジリエントな社会を目指すとともに、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

〈別紙1〉ゼロカーボンシティ実現に関する連携協定書

〈別紙2〉小金井市と東電PG武蔵野支社の連携協定全体像

〈別紙3〉ゼロカーボンシティ実現に関する連携協定締結式

以 上

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

小金井市環境部環境政策課

TEL：042-387-9817（直通）

東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社広報・渉外担当

TEL：090-3549-2351（直通）



小金井市



東京電力パワーグリッド

ゼロカーボンシティ実現に関する連携協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、小金井市のゼロカーボンシティ実現（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）に向けて、脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会・循環型社会の実現及び災害に強いまちづくりの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーなどの地産地消や面的利用に関する事
- (2) 電化その他脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関する事
- (3) 災害レジリエンスに強いまちづくりに関する事
- (4) 省エネ推進に向けた取組に関する事
- (5) 市施設を活かした、環境教育・環境施策の検討及び実施に関する事
- (6) 上記を始めとした「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組に関する事

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行い、できることから進めていくものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、連携事項を効果的に促進するため、定期的に意見交換を行うものとする。また、連携事項に関する具体的な取組の内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途決定する。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た事項（個人情報以外の事項であって公知であるものを除く。）については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。ただし、事前に書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(法令の遵守)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するにあたって、関連する法令を遵守するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、1年間延長されるものとし、以後もこの例によるものとする。

(協定の変更及び解除)

第7条 甲及び乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、双方協議の上、合意により本協定の変更又は解除ができる。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年6月24日

甲：小金井市
小金井市長

乙：東京電力パワーグリッド株式会社
武蔵野支社長

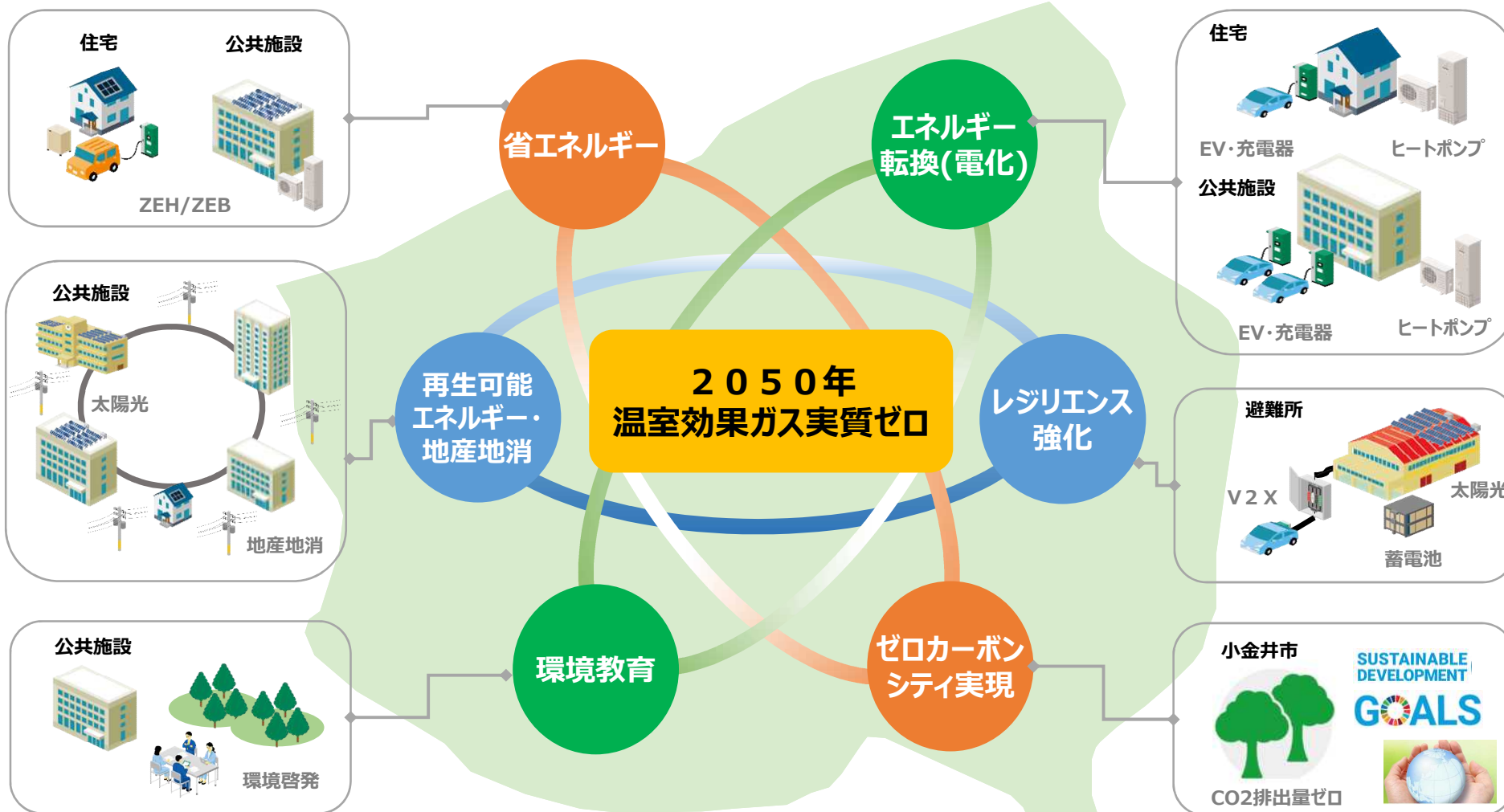
白井 亨

矢田 照博

小金井市と東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社の連携協定全体像

【本協定が目指すところ】

環境・エネルギー分野において共に「共創」の推進を通じ、脱炭素社会・循環型社会や災害に強いまちづくりを実現すること



ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定締結式



【左から、矢田武蔵野支社長（東電P G）、白井小金井市長】